

31.3

DV防止法について

DV防止法

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の
概要と改正（平成20年1月11日施行）のポイント（~~~~が主な改正点）

1. 法律の対象（配偶者からの暴力）

- 「暴力」には、身体に対する暴力だけでなく、心身に有害な影響を及ぼす言動も含まれます。
- 夫婦に限らず、同居などで事実上の婚姻関係にある男女も対象です。
- 国籍や在留資格を問わず外国人にも適用されます。

2. 被害者の保護

被害者からの申立てにより、裁判所が加害者に対し保護命令（接近禁止命令、退去命令）を発令します。

その内容は…

- 身体に対する暴力を受けた被害者だけでなく、生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申立てができます。
- 接近禁止命令（加害者が被害者の身辺につきまとうことなどを6ヶ月間、禁止）
 - ◎被害者に対する面会の要求、電話・電子メール等を禁止
 - ◎被害者の子どもや親族等への接近が禁止
- 退去命令（加害者に2ヶ月間、住居からの退去を命令）
- 保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

3. 発見者による通報

被害者を発見した人は、配偶者暴力相談支援センターや警察官に通報するよう努めなければなりません。

4. 配偶者暴力相談支援センター

都道府県が配偶者暴力相談支援センターを設置し、相談や自立支援に向けた様々な情報提供などの援助、被害者の一時保護を行っています。市町村においても、適切な施設において支援センターの機能を果たすことが努力義務となりました。

被害者は法律によって保護されます。

安心して、御相談ください。

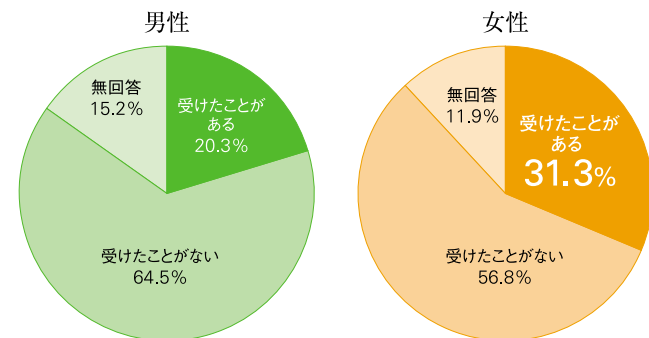
ウイングス京都相談室 Tel. 075-212-7830

発行：京都市文化市民局男女共同参画推進課 Tel. 075-222-3091





被害経験の有無（配偶者等からの暴力）



平成19年 京都市「配偶者からの暴力に関する調査」

DV防止法 について

京都市は、平成19年6月に市民5,000人を対象に「配偶者等からの暴力に関する調査」を行いました。その調査結果を見ると、配偶者や交際相手から暴力を受けた経験があると答えた人の割合は、女性で31.3%、男性で20.3%に上り、DV（ドメスティック・バイオレンス）が決して日常からかけ離れたものではないということがわかります。

DVは、暴力によって相手の人格を否定し、従属的な関係を強要する行為であり、個人の尊厳を害するものです。警察での把握件数では、被害者の95%

以上が女性です。家庭内で行われるため、外部からの発見・介入が困難になっています。繰り返される場合にはエスカレートする傾向があるにもかかわらず、家庭内のモメごととみなされがちでした。

これらの問題を解決するため、DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）が、平成13年に制定され、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制が整備されました。その後、平成16年に改正され、それまで身体に対するものを対象としていた暴力の定義に、精神的暴力*も含まれるようになりました。また、加害者が被害者に付きまとうこと等を禁止する保護命令の対象も、配偶者だけでなく元配偶者に拡大されるなど制度の充実が図られました。

平成19年には2度目の改正が行われ、平成20年1月11日から施行されています。今回の改正では、直接的な身体的暴力だけでなく、生命や身体に対する脅迫を受けた場合にも、保護命令の申し立てができるようになりました。加

害者から被害者への電話やメール等の禁止や、親族など被害者に関わる人々への接近も禁止命令の対象となるなどの保護命令制度の拡充、市町村における基本計画策定の努力義務などが定められました。

しかし、先の調査では、DV防止法について「法律があることも、その内容も知っている」と答えた人は1割弱しかおらず、「法律があることも、その内容も知らない」が3割という現状があり、法律の周知も課題となっています。

そして、被害者にも加害者にもならないために、暴力防止のための教育を家庭や学校、地域ぐるみなどで行うとともに、一人一人が、DVを許さない心、DVを見過さない目をしっかりと持つことが大切です。すべての人々が安全で安心のできる生活を送るため、そして男女が等しく個人として尊重される男女共同参画社会の実現のため、暴力をなくす道を共に探っていきませんか。

※精神的暴力：大声でどなる、相手をおとしめるような暴言をはく、何を言っても無視するといった行為